

11月は「秋のこどもまんなか月間」 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

児童虐待は、未然防止・早期発見と早期対応が極めて重要です。虐待を疑う場合は、迷わず通報してください。通報者の情報は守られ、匿名でも構いません。

問合せ こども家庭センター ☎72・3195

こんなときは
ご相談ください

- 虐待の疑い
- 子育てに悩んでいる
- 周囲で心配なことがある

相談・通報窓口

児童相談所 虐待対応ダイヤル

☎189

(お近くの児童相談所の専門家が対応)

児童相談所 相談専用ダイヤル

☎0120・189・783

こども家庭センター(市役所2階)

☎72・3195



緊急時は**110番**通報を!

毎年11/12～25は「女性に対する暴力をなくす運動」期間 パートナーからの暴力・暴言、セクハラなどで悩んでいませんか?

暴力は決して許されるものではありません。一人で悩まず、ご相談ください。男性やLGBTQ+の方、お子さんの相談にも対応しています。※17(火)～20(金)に市民図書館(花川北7・1)でパネル展を実施します

問合せ 広聴・市民生活課 ☎72・3191

市の相談窓口
(秘密厳守
予約不要)

●家庭生活相談／女性相談

10(火) 10時～15時 市役所1階(花川北6・1)

24(火) 13時～15時 市役所1階(花川北6・1)

●特別相談日

17(火) 10時～15時 市役所1階(花川北6・1)、市民図書館(花川北7・1)

問合せ 北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区 ☎72・3227 (電話相談も可)

みんなの人権110番

☎0570・003・110 (平日8時30分～17時15分)

犯罪被害者やそのご家族を支援します 11月は「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間」です

犯罪被害者などが地域で安心して暮らしていくには、一人一人が犯罪被害者の置かれている状況や支援の必要性などを正しく理解し、温かく寄り添うことが大切です。市の支援については、市HPをご確認ください。

問合せ 広聴・市民生活課 ☎72・3191

ひとりで悩まずに
ご相談ください

犯罪被害に関する相談窓口を設置しています(秘密厳守)。

総合的相談窓口(広聴・市民生活課) ☎72・3191



▲市HP



子どもにとって大切な4つの権利とは？

安全に安心して生きる権利

- 平和で安全な環境で暮らすことができます。
- 愛されて育てられます。
- 病気やけがをしても、病院に行けます。
- 障がいや性別など、あらゆる差別を受けません。

自分らしく成長できる権利

- 自分にあった方法で学ぶことができます。
- 安心できる居場所があります。
- 自分で考えて遊んだり、疲れた時には休むことができます。

意見を表明し、参加する権利

- 自分の考えや意見を伝えることができ、大切に受け入れられます。
- 必要な情報をもらえます。
- 自分に関わりのあることには、おとなと同じように参加することができます。

守り、守られる権利

- いじめや虐待を受けません。
- 困った時は相談したり、助けてもらえます。
- 危ないことや犯罪から守られます。
- 秘密は守られます。

子どもとは？

心と体の成長の段階にある人のことです。



景品が当たるイベントも！

14日
(土)

子どもの権利月間イベント

時 10時～14時

所 市民図書館(花川北7・1)



▲市HP

子どもの権利PRキャラクターの名前発表

子どもたちの投票で決まったキャラクターの名前を発表します！

オリジナル缶バッジを作ろう

自分でイラストを描いてオリジナル缶バッジを作成しよう！

石狩市子どもの権利条例についてのパネル展

環境学習コーナー

生活クラブ生協いしかり支部協力コーナー

子どもの権利月間特集図書コーナー

子どもの権利を守るための役割

それぞれが役割を果たして、みんなで子どもの権利を守っていきます。

●おとな

市民みんなで子どもの権利を守るように協力します。仕事と子育てが両方ともできるようにします。

●保護者

愛情を持って子どもを育てます。子どもの声を聴き、子どもにとって何が一番良いのかを子どもと一緒に考えます。

●子どもに関係する施設

子どもがやりたいことを子どもと一緒に考えます。子どもが相談できて、安心できる居場所になるようにします。

●市(市役所)

子どもの権利を守るためにルールや計画をつくって、市民にお知らせをします。市民や保護者などを支援します。

子どもの権利相談

☎72・3153

困ったり、なやんだりしている時は相談してください！

子どもの権利調査相談員
ながの



11月は石狩市子どもの権利月間

石狩市子どもの権利条例で、毎年11月は子どもの権利月間と定めています。多くの人にとって子どもの権利を知ってもらうためのイベントも実施します。

問 子どもの政策課 ☎72・3192